

開発行為変更許可書

※	開第	号
様		
令和 年 月 日付で申請の開発行為の変更については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により下記の条件を付して許可する。		
令和 年 月 日		
倉敷市長 伊 東 香 織		

		変 更 前	変 更 後
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地 域 の 名 称		
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²	m ²
	3 予定建築物等の用途		
	4 工事施行者住所氏名	(電話)	(電話)
	5 工事着手予定年月日	令和 年 月 日 (許可の日から か月以内)	令和 年 月 日 (許可の日から か月以内)
	6 工事完了予定年月日	令和 年 月 日 (許可の日から か月以内)	令和 年 月 日 (許可の日から か月以内)
	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	自己の居住 自己の業務 その他	自己の居住 自己の業務 その他
	8 法第34条の該当号及び 該 当 す る 理 由	都市計画法第34条第 号 該当 (該当項目)	都市計画法第34条第 号 該当 (該当項目)
	9 そ の 他 必 要 な 事 項		
開 発 許 可 の 許 可 番 号		令和 年 月 日 開第 号	
開 発 許 可 の 登 録 番 号		倉第 ー 号	
変 更 の 理 由			

※ 変更の受付年月日	令和 年 月 日
※ 変更の許可に付した条件	
1 この許可について不服があるときは、許可があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に倉敷市開発審査会に対して審査請求をすることができます。	
2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第16条第1項の許可を受けたものとみなされます。	

(注) 工事にあたっては、別添「注意事項」に留意して施行してください。